

# 〇〇〇〇地区 〇〇ロータリークラブ細則（例示）

PDG 田中 毅 試案

## 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合には本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合には理事の過半数。
5. R I： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

- 第1節 本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、理事、幹事、会計で構成される。
- 第2節 クラブ管理運営委員長、職業奉仕委員長、社会奉仕委員長および国際奉仕委員長はクラブの理事を務める。

## 第3条 選挙と任期

- 第1節 選挙の1カ月前に、指名委員会は会長の候補者を立てる。
- 第2節 指名委員会は、会長および直近4年間の元会長によって構成され、最古の元会長が委員長を務めることとする。指名委員に欠員を生じた場合は、順次繰り上がって委員を務めるものとする。
- 第3節 選挙の1ヶ月前に、会長エレクトは副会長、幹事、会計、理事の候補者を指名する。
- 第4節 各役職は、過半数の票を獲得した候補者が当選したものとする。
- 第5節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。
- 第6節 各役職の任期は1年とする。

## 第4条 役員の任務

- 第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。
- 第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。
- 第3節 会長エレクトは、クラブの理事を務め、会長就任に向けて準備する。
- 第4節 副会長は、クラブの理事を務め、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。
- 第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。
- 第6節 幹事は、クラブの理事を務め、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブや理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作って保管し、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、クラブの理事を務め、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

## 第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は次の通り開催する。

毎週〇〇曜日 〇〇時〇〇分

例会に関するあらゆる変更または取消は、クラブ会員全員に然るべき通知を行う。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第4節 理事会の報告は例会において行う。

## 第6条 会費

第1節 本クラブの入会金は〇〇円とし、入会時に支払うものとする。

第2節 本クラブの年会費は〇〇円とし、半期ごとに支払うものとする。

クラブ年会費には、R I 人頭分担金、ロータリー地域雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手または投票により行われる。

## 第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第4節 本クラブの委員会構成は次の通りとする。

### クラブ管理運営委員会

会員増強委員会

親睦活動委員会

会報委員会

広報委員会

プログラム委員会

ロータリー情報委員会

### 職業奉仕委員会

### 社会奉仕委員会

青少年奉仕委員会

## 国際奉仕委員会

ロータリー財団委員会

米山奨学委員会

### 第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われる。

第4節 会計監査はすべての財務処理について徹底した年次監査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告はクラブ会員に配布される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

### 第13条 会員選挙の方法

第1節 会員が、入会候補者を理事会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否する。

第5節 理事会が入会を承認した場合、その候補者の情報をクラブ会員に告知する。

第6節 7日以内に、会員から書面による異議の申し立てがなければ、入会が認められる。

第7節 会員から異議の申し出があった場合は、再度、理事会で協議し、その結果が最終決定となる。理事会は、その候補者を推薦した会員にその結果を通知する。

### 第14条 例会の順序

開会点鐘

ソング斉唱

来訪者の紹介

ロータリー情報

委員会報告

議事

卓話

ニコニコ箱報告

閉会点鐘

### 第14条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2以上の賛成によって変更が認められる。